

## 別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円（A 2判については40円、A 1判については80円）
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203mm、横254mmのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 印紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A 3判については140円、A 2判については370円、A 1判については690円）
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203mm、横254mmのものについては、430円）
4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203mm、横254mmのものについては、1,300円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円

6	ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
		ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7	電磁的記録 (5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
		ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
		ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円
		ニ 幅12.7mmのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとにつき210円を加えた額
		ホ 幅12.7mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格 X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとにつき210円を加えた額
		ヘ 幅8mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格 X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとにつき210円を加えた額
		ト 幅3.81mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格 X6129、X6130又は X6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとにつき210円を加えた額

8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円（16mm映画フィルムについては13,000円、35mm映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごとに2,750円（16mm映画フィルムについては3,200円、35mm映画フィルムについては2,650円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ（第2条第5項に規定する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）
備考 1の項ハ、2の項ハ又は7の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		